

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問(第2回) 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	条	項	号					
1	違約金	5	11	1、2				違約金	「ただし、本事業以外の事由で第6条第5項第3号の事由が生じたこと、又は、本事業以外の事由で大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けたことにより入札説明書等に定める参加資格を欠く至ったことを原因とする場合には、違約金の額は本事業に係る落札金額の100分の3に相当する金額とする」とあり、本事業と関係のない案件の当該行為によって膨大な違約金を課せられることになってしまいます。 本事業以外の事由により指名停止等により排除されるまでは従前からあるルールであり理解するところではあります。 しかしながら、かかる高額な違約金を課せられる理由をご説明いただけないでしょうか。	本事業以外の事由による大阪市競争入札参加停止措置要綱により入札参加資格停止措置となった場合についてはご理解のとおりですが、事業契約ができないことで市に多大な負担が発生することに鑑みて違約金を設定しています。
2	違約金	5	11	2				違約金	「甲が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず」とあり、他方「なお、事業契約に基づき事業者が違約金を支払った場合には、支払額を控除する」と修正いただき、支払いによる絶対効を設けたものと理解しております。 そうであれば「甲が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず」の部分は、事業者の支払の絶対効がないように読み取れるため、条項内で矛盾があると存じます。 かかる「甲が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず」の部分は削除すべきと考えられます。いかがでしょうか。	事業者と事業者グループとが二重に違約金を支払うことはない点は、ご理解のとおりです。 原案で十分理解できると考えます。